

松戸市地域放課後児童支援事業 審査基準

1 評価方法

- (1) 評価は、「松戸市地域放課後児童支援事業運営事業者審査会設置要綱」に定める審査会委員で行う。
- (2) 審査会委員は、事業者が提示した企画提案書及びプレゼンテーション等の内容を精査し、別紙「松戸市地域放課後児童支援事業審査基準表 2 評価基準」で示す項目について、「特に優れている」、「優れている」、「普通」、「やや劣っている」、「劣っている」の5段階で評価を行う。
- (3) 各審査会委員に配分される評価点は1人あたり200点満点とする。

2 選考の方法

- (1) 審査会委員6名の評価点を合計した結果、最も高い者を優先交渉権者、次に優れた提案を行った者を次点者として選定する。
- (2) 最も高い評価点を獲得した事業者が複数ある場合は、重要度Aの評価項目についてのみ合計し、その範囲において最も高い評価点を獲得した事業者を優先交渉権者とし、これも複数となる場合には、審査会委員の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者を選考する。
- (3) 優先交渉権者と随意契約の交渉の結果、合意に至らなかった時は、次点者と契約締結の交渉を行う。
- (4) 審査会委員の評価点の合計が配点合計の6割（720点）未満である場合は、優先交渉権者として選考しないものとする。